

専門部会に関する規約

平成 23 年 10 月 1 日理事会にて承認

平成 29 年 12 月 2 日理事会にて改定

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本超音波検査学会は、委員会等の会務全般において学術的支援を行うことを目的に、検査領域ごとの専門部会をおくことができる。

(領域)

第 2 条 専門部会を設置する領域は、理事会にて決定する。

(部会長・委員長)

第 3 条 専門部会を統括するため部会長をおく。部会長は理事長が任命する。

第 4 条 各専門部会に委員長をおく。委員長は、理事長の推薦により理事会で決定し、理事長が任命する。

(委員)

第 5 条 各専門部会委員は、委員長の推薦により理事会で決定し、理事長が任命する。各専門部会の委員数に制限を設けない。

第 6 条 委員長および委員の任期は、役員任期に合致した 2 ヶ年とする。再選は妨げない。

(職務)

第 7 条 専門部会は、理事長または委員会委員長の依頼に対し、学術的裏付けに基づき支援する。

(改定)

第 8 条 この規約の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(附則)

この規定は、平成 23 年 10 月 1 日より施行する。